

## 集团的消費者被害救済制度の研究会骨子案について

2010.8.6

委員 山口 広

## 1. 問題理解のために3つの類型を想定する

ア. 比内鶏偽装事件

イ. 大学の学費を入学しない学生に返還しない問題

ウ. 1万人の個人情報漏洩された場合

エ. マルチまがいなどシステム自体違法な詐欺的金集め

## 2. それぞれの事案に応じて制度を準備してほしい

## ・集合訴訟のA案（オプトイン）

- 上記エの場合になじむ

なのになぜP9(5)で少額被害に限定するようなコメントなのか

P14の(1)公告しても被害者は名乗り出てこないかも。どう手続を工夫するか

## ・集合訴訟のC案（オプトアウト）

- 上記ウの場合になじむ

どんな判決になるのか

総額判決の主文のイメージが伝わりにくい

AかCかなど、ひとつの制度で十分機能するとはとても思えない。ないよりかもしれませんが、適格消費者団体によるC案だけで終わりとならないよう配慮が必要。

その意味で、A B C D案の複数制度を採用すべきという意見があることも明示してほしい。

もっとも重要なこの制度の原告に誰が、どのようになるかが不明

## 3. 行政による賦課制度と保全

金融庁はすでにインサイダー取引等で課徴金を課している。

消費者庁でも景表法、特商法、割賦法違反について取り入れたらどうか。

その具体的提案さえない。

保全がもっともむつかしいと思う。

どのような組織が、どのような違反類型の事業者の行為に、どのような情報収集で執行するのか、早急につめるべきではないか。